

施策 5 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

5年間の目標

子育て、介護、障害、生活困窮など、複合的な課題を抱える世帯や暮らしに不安のある方が、地域で安心した生活を送れるよう、包括的な支援を行うとともに、福祉サービスの質の向上を図ります。

現状と課題

子育て、介護、障害、生活困窮、さらには子育てと介護に同時に直面する家庭や高齢の親と無職独身の子が同居する世帯など、区民の生活上の課題は複合化・複雑化しています。複合的な課題を抱える世帯が社会的に孤立しないよう、各相談機関がこれまで以上に連携して包括的に支援することが必要です。

高齢者、障害者、ひとり親家庭などが賃貸住宅を借りることのできない事例もみられ、住まいの問題は各分野に共通する課題です。貸主の理解を得て借主が安心して住まいを確保できる仕組みが必要です。

保育、介護、障害福祉など、福祉サービスを実施する事業者に対する法人監査・施設検査を行う区の体制について、監査および検査の効率性、専門性、中立性、独立性の確保が課題となっています。区民が福祉サービスを安心して利用できるよう、事業者による良質な福祉サービスの提供を後押しするため、庁内体制を整備する必要があります。

近年、全国各地で自然災害が多発し、高齢者や障害者など支援が必要な方に被害が集中する傾向があります。区では、災害時の避難に備えて、避難行動要支援者名簿を継続的に更新しています。災害時の安否確認にとどまらず、増加すると予想される避難行動要支援者に対する支援を确实・迅速に行う体制の構築が必要です。

重点取組 1 包括的な支援を推進する

地域住民による解決が困難な子育て、介護、障害、生活困窮などの複合的な課題に対しては、分野ごとの縦割りではなく、各分野の専門機関が連携して対応することが不可欠です。

生活する上で複合的な課題を抱える世帯に対し、身近な相談機関が連携して分野を横断した包括的な支援を行うため、地域毎に相談機関の連携強化を進めます。

経済的に困窮する世帯が自立生活に向かうよう、包括的かつ継続的な支援の拠点機能を担う、練馬区社会福祉協議会「生活サポートセンター」の一層の周知と関係機関との連携強化に取り組みます。

年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが生活の基盤となる住まいを確保できるよう、住まい確保支援事業の充実と不動産、福祉等関係団体との連携強化に取り組みます。

(1) 専門相談機関の連携強化【充実】

区では、様々な課題を抱える世帯の課題解決のために、各相談機関が相談窓口を設置しています。

現在は、総合福祉事務所(高齢、障害、生活困窮)、保健相談所(母子、健康、障害)、子ども家庭支援センター(児童)、地域包括支援センター(高齢)、障害者地域生活支援センター(障害)等が専門分野別に担当し、各相談機関が連携して対応しています。

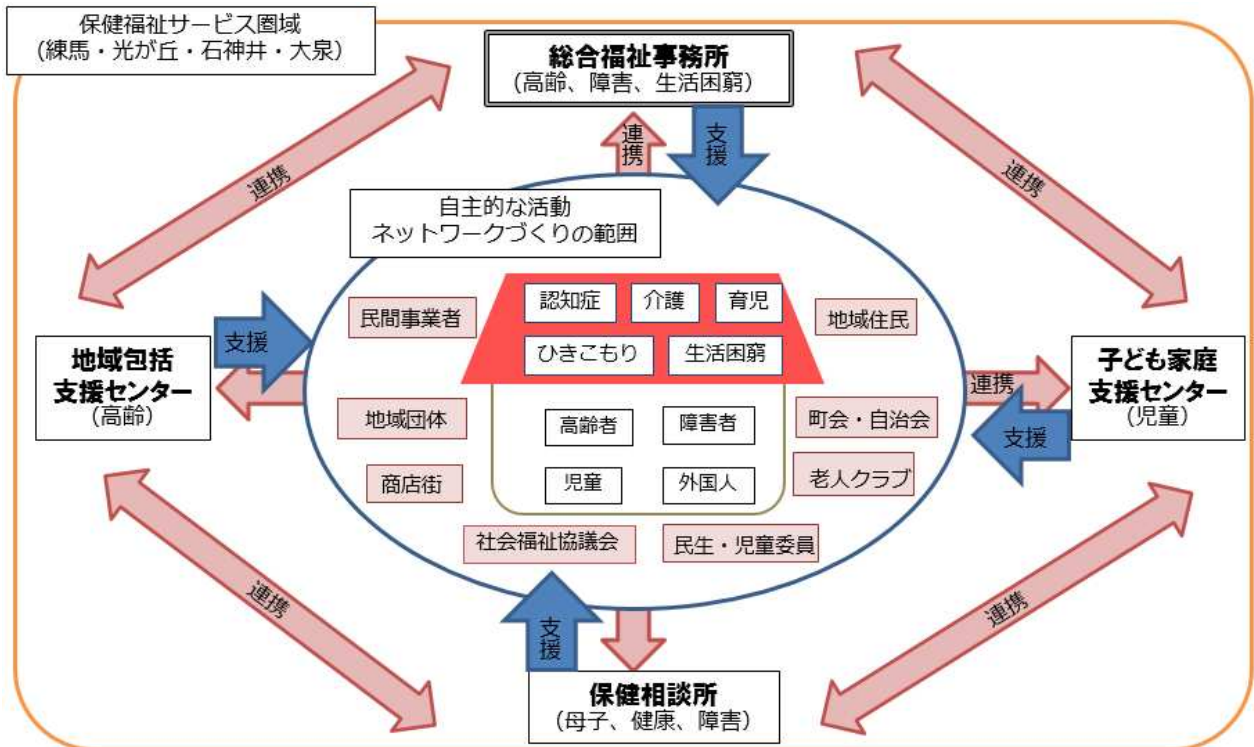
「高齢の親と無職独身の子が同居することによる問題(8050問題)」や「介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)」など、複合的な課題を抱える世帯の状況に応じてきめ細かな支援につないでいくためには、組織・機関を横断して取り組むことが必要です。

今後、練馬、光が丘、石神井、大泉の地域毎に福祉保健相談機関連絡会を開催し、総合福祉事務所、保健相談所、子ども家庭支援センター、地域包括支援センター等が連携して取り組んだ事例などを検討し、各分野の専門機関の連携強化と支援機能の向上を図ります。また、地域包括支援センターが実施する地域ケアセンター会議などを通じて、専門機関や地域団体との連携による課題解決に向けた協議や検討を進めます。(検討中)

地域福祉計画に係る主な相談窓口一覧

圏域	対象者					居場所
	子ども	高齢者	障害者	生活困窮者	外国人 その他	
保健福祉サービスの圏域						総合福祉事務所 [4か所] 生活保護、ひとり親世帯、高齢者、障害者の方などの生活上の問題についての相談窓口
						保健相談所 [6か所] 子育て相談、からだやこころの健康に関する相談、精神障害者手帳の取得等
						子ども家庭支援センター [5か所] 子どもと家庭に関するあらゆる相談、専門機関やサービスの紹介・調整
						地域包括支援センター [25か所] 高齢者の介護や健康、医療などに関する総合的な相談や支援等を実施
						障害者地域生活支援センター [4か所] 相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害者理解の促進等を実施
						生活サポートセンター [1か所] 生活や就労などの悩みを抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要なサービスの提供につなげる相談窓口
						外国語による相談窓口 [2か所] 区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談窓口
						区民協働交流センター [1か所] 地域活動に関する相談に応じたり、活動の場、情報発信・収集の場を提供
						若者サポートステーション [1か所] ニートなど就労や進路決定に悩みのある若者(15～39歳)の相談窓口
						ボランティア・地域福祉推進センター(社協) [4か所] ボランティア活動やNPOなど地域活動に関する相談や日常生活の困りごとの相談窓口

【福祉保健相談機関連絡会のイメージ】



(2) 生活困窮者の自立支援の推進

区では、生活困窮者の自立を支援するため、練馬区社会福祉協議会内に設置した「生活サポートセンター」を拠点とし、生活困窮者一人ひとりの事情や能力に応じて、課題の解決に向けた関係制度の紹介、自立支援計画の作成などの支援を行っています。

また、家計管理や債務整理を支援する家計改善支援、離職等により住居喪失のおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の申請受付を行っています。ひきこもりなど直ちに就職が困難な方からの相談は、生活習慣形成やビジネスマナーの習得訓練を実施する就労準備支援事業につないでいます。

生活困窮者の中には多重債務や就労定着困難、発達障害など、複合的な課題を抱える世帯が多く、課題の解決には関係機関と連携した包括的な支援が欠かせません。

今後、区民、地域団体、関係機関に広く認知されるよう、講習会や情報交換会、シンポジウムを開催するなど様々な機会を通じて、「生活サポートセンター」の更なる周知に取り組むとともに、早期発見、早期支援に向けた体制づくりを進めます。

(3) 住まい確保支援事業の開始【新規】

賃貸物件への入居を断られやすい高齢者、障害者、ひとり親家庭が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、区が不動産団体を通して物件情報を収集し、対象者に提供する「住まい確保支援事業」を令和元年 6 月から開始し、総合福祉事務所で申し込みを受け付けています。

平成 31 年 4 月に設置した練馬区居住支援協議会において、不動産、福祉等関係団体と連携して、住まい確保支援事業の円滑な運営や充実について継続的に協議します。

孤独死等の不安から入居を拒まれやすい高齢者に対しては、容体急変時に対応する緊急通報システムを利用することで、貸主の不安を軽減し、借主の民間賃貸住宅への入居を促進します。

重点取組 2 福祉サービスの質を向上させる

区民が安心して保健福祉サービスを利用できるよう、事業者への指導検査体制の強化と利用者の視点に立った良質なサービスの確保に取り組みます。

保育、介護、障害福祉など、福祉サービス事業者に対する監査および検査業務を集約し、指導検査体制を強化します。

保健福祉サービスの利用に関する区民の声を受け止め、区全体でサービスの質の向上につなげられるよう、保健福祉サービス苦情調整委員制度の一層の周知と利用者の苦情・相談への適切な対応を進めます。

(1) 福祉サービス事業者への指導検査体制の強化等【充実】

区では、区内の福祉サービス事業者を対象に、事業運営全般に関する監査と指導、施設検査を実施しています。

現在、社会福祉法人の監査および保育・障害福祉サービスの検査については組織を集約し、検査業務の中立性・独立性を確保するとともに、業務の効率化や専門性の強化を図っています。

今後、社会福祉法人、株式会社、NPO法人等を含め、全ての法人の社会福祉事業が適正に実施されるよう、介護サービス検査についても集約し、指導検査体制をさらに強化します。

また、社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取り組み」や地域公益事業についても、ネットワーク会議を開催するなど、練馬区社会福祉協議会と連携しながら取り組みます。

(2) 保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護することを目的に、第三者機関である保健福祉サービス苦情調整委員制度を設けています。

この制度の周知・普及に取り組むとともに、サービスに対する利用者の苦情について、公正かつ中立な立場から、区やサービス提供事業者への調査・要望・勧告などを行い、制度を通じて保健福祉サービスの質の向上を図ります。

重点取組 3 災害時の要支援者対策を推進する

区民が安全に暮らすことのできる環境づくりに向けて、地域住民や関係団体との一層の連携強化に継続的に取り組みます。

災害時の協力関係の強化に向けて、災害時に自力で避難することが難しい方(避難行動要支援者)の名簿を毎年度更新し、地域毎に日常的な見守りや名簿を活用した訓練の実施に取り組みます。

災害時に誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、避難生活が困難な方を受け入れる福祉避難所の拡充に取り組みます。

(1) 避難行動要支援者の安否確認体制の強化

区では、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする高齢者や障害者等をあらかじめ登録しておく「避難行動要支援者名簿」を整備しています。

近年、日本各地で自然災害による被害が多発している等を踏まえ、避難行動要支援者の現況調査を平成30年度に実施し、名簿の情報を更新しました。災害時には、民生・児童委員や区民防災組織、地域包括支援センター等が名簿情報を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行います。

今後は、名簿を定期的に更新するとともに、避難行動要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿を活用した訓練を実施します。

また、区内の介護・障害福祉サービス事業者と「災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定」を平成29年3月に締結しました。この協定に基づき、避難行動要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化するため、事業者との連携訓練を実施します。

(2) 福祉避難所の拡充

区では、すべての区立小・中学校を避難拠点として指定し、区内で震度5弱以上の地震が発生した際には避難拠点を開設し、避難者の受け入れを行う体制を構築しています。また、区内のデイサービスセンターや福祉園、特別支援学校などを福祉避難所に指定し、避難拠点での避難生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れるため、必要に応じて開設します。

引き続き、福祉避難所の確保に向けて、事業者との協議を進めます。

福祉避難所に指定している施設には、無線機を配備するなど、災害時の円滑な開設・運営体制を確保します。